



作者：田山 修三

Hotel Lifort
Sapporo



CONTENTS

- | | |
|---|----------------------------------|
| ●任意継続組合員を対象とした
令和3年度の厚生事業について…………… 2 | ●ご注意ください! ～任意継続掛金の払込期限～…………… 8 |
| ●資格喪失や住所変更等には手続きが必要です!!…………… 4 | ●短期給付について…………… 9 |
| ●20歳以上60歳未満の方は
国民年金への加入手続きが必要です!!…………… 5 | ●公立学校共済組合限度額適用認定(新規・変更)交付申請書… 13 |
| ●被扶養者について ～確認をお願いします～…………… 5 | ●お急ぎください! 特定健診の受診は3月末までです。… 14 |
| ●任意継続組合員資格喪失申出書…………… 6 | ●指定宿泊施設利用補助券が新しくなります…………… 15 |
| ●任意継続組合員住所等変更届出書…………… 7 | ●人間ドック(本人・配偶者)のお知らせ…………… 15 |
| | ●年金相談室からのお知らせ…………… 15 |
| | ●ホテルライフポート札幌からのお知らせ…………… 16 |

任意継続組合員を対象とした 令和3年度の厚生事業について

任意継続組合員は、次の事業を利用することができます。くわしくは道庁代表電話【011-231-4111】をダイヤルし、担当グループの内線番号でお問い合わせください。

令和3年度 厚生事業一覧

事業名	内 容	実施時期等
人 間 ド ッ ク 健康支援係 道庁内線35-370	健康の保持増進を支援するため、令和3年度に任意継続組合員期間が2年目となる方(本人)を対象に実施します。 (令和3年度に新たに任意継続組合員となられた方は、明年度の申込みとなります。) ● 検診に要する費用 自己負担額 11,000円 マンモグラフィー検査の受診者 追加負担額 1,700円 子宮頸がん検査の受診者 追加負担額 1,300円 ● 実施期間 令和3年5月から令和4年2月まで ● 実施医療機関 道内の指定する医療機関	◆ 申込書類の送付 3月中旬に、対象者となる組合員に直接、申込書を送付します。 ◆ 申込み受付期間 令和3年4月2日までに申し込んでください。 ◆ 決定の通知 申込みのあった方に決定通知書(通知書は受診票になるものです。)を送付します。 ◆ 通知の時期 決定通知書は、令和3年5月上旬までに送付します。 ※なお、当支部が指定する地域の医療機関については対象となる組合員に直接、ご案内します。
配偶者人間ドック 健康支援係 道庁内線35-370	令和3年度に任意継続組合員期間が2年目となる組合員の配偶者(35歳以上の被扶養者に限ります。)を対象とした人間ドックを実施いたします。 ● 検診に要する費用 自己負担額 11,000円 マンモグラフィー検査の受診者 追加負担額 1,700円 子宮頸がん検査の受診者 追加負担額 1,300円 ● 実施期間 令和3年5月から令和4年2月まで ● 実施医療機関 道内の指定する医療機関	
宿泊施設特別利用者証の交付 年金相談室 ダイヤルイン 011-204-5889	全国の対象宿泊施設を組合員料金で利用できる「宿泊施設特別利用者証」を希望者に交付します(定年退職の方には退職準備セミナーで配布済みです。) ※ 任意継続組合員の方は組合員証を提示することで、組合員料金で宿泊できます。 ※ 利用対象者は、本人とその配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。 ※ 対象施設については、「公立共済やすらぎの宿」ホームページを参照してください。 ※ 組合員料金は施設ごとに異なりますので、予約の際に確認してください。	
介 護 支 援 企画福祉グループ 道庁内線35-363	組合員と家族が、要介護者になったとき寝たきりにならない、しない、社会的入院をさせないための対応や心構えについて、実技を取り入れた介護講座を実施します。 6月中旬に開催のご案内を郵送します。	実施時期(予定) 7月下旬～8月上旬 会場未定 (全道6会場を予定) 受講料 無料 (ただし、交通費は各自負担)
第52回北海道教職員美術展 企画福祉グループ 道庁内線35-366	教職員の美術作品を展示し、広く道民の関心を高め、その交流を図るとともに優れた作品を顕彰します。 ●応募作品……絵画・立体・書道・写真の4部門 ●応募方法……7月上旬頃お知らせします。 (10月下旬頃を目途に作品を提出して頂いております。) ●中 央 展……公募作品(入選以上)と招待作品を展示 ●地方移動展……公募作品(特選・奨励賞)と招待作品の一部を展示 ※内容については変更することもあります。	● 中央展 札幌市民ギャラリー 令和4年1月8日(土)～12日(水) ただし10日(月)は定休日 ● 地方移動展 会場未定 令和4年1月下旬～令和4年2月中旬予定

事業名	内 容	実施時期等
宿泊施設利用補助 企画福祉グループ 道庁内線35-366	組合員(教職員互助会の特別会員は除く。)と被扶養者(小学生以上)が宿泊のため、当支部が指定する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助します。 ● 補助額 1人1泊2,000円(年間3泊まで) ● 指定宿泊施設一覧 については、支部ホームページに掲載していますので、ご覧ください。 ● 利用方法 ①事前に企画福祉グループ(内線35-366)へ電話等で申請書を請求してください。受付後、申請書をご自宅に郵送します。 ②指定の宿泊施設へ予約後、申請書に必要事項を記入して、利用日の5日前までに企画福祉グループへ提出してください。 ③企画福祉グループより「宿泊利用補助券」をご自宅に郵送します。 ④利用当日、チェックインの際に補助券を施設フロントに提出してください。 ● 教職員互助会の特別会員は、従前どおり教職員互助会への申請となります。	補助対象期間 ●4月1日～翌年3月31日まで通年
札幌宿泊所利用補助 企画福祉グループ 道庁内線35-366	組合員(任意継続組合員を含む。)及びその被扶養者等が、札幌宿泊所(ホテルライフオー・札幌)を利用する場合、次のとおり利用料の一部を補助します。 ● 会議室利用補助 組合員及びその被扶養者がレクリエーション及び会合等で会議室を利用した場合、その会議室利用料の2分の1を補助します。 ● 婚礼利用補助 組合員及びその子等が婚礼を行う場合(組合員資格喪失後12ヶ月以内に婚礼を行うものを含む。)、その費用の一部を補助します。 【例】(1)新郎、新婦の双方が組合員(組合員の子を含む。)の場合 400,000円 (2)新郎、新婦の一方が組合員(組合員の子を含む。)の場合 200,000円 ● 法要等利用補助 組合員及びその家族が法要等を行う場合(組合員が死亡したときその家族が法要を行う場合は、49日及び1周忌法要まで対象となります。)その費用の一部を補助します。 ・補助額 50,000円 ● 施設利用補助(組合員証・被扶養者証をご提示ください。) (1)組合員及びその被扶養者が宿泊した場合、一泊につき一人あたり2,000円を補助します。 (2)宴会及びレストランを利用した場合、一人あたりの利用料金が2,000円以上の場合 は1,000円、6,000円以上の場合 は2,000円を補助します。 (3)年越しセットで12,000円以上利用した場合、5,000円を補助します。	
特定健康診査・特定保健指導 企画福祉グループ 道庁内線35-363	40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診及び保健指導を実施し、生活習慣病の予防を図ります。 ● 対象者 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間において40歳以上74歳以下の組合員(本人)及び被扶養者 ● 実施項目 身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、診察、尿検査(糖・蛋白)、血圧測定、質問票(服薬歴・喫煙歴等)、血液検査(脂質検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)、肝機能検査[GOT・GPT・γ-GTP]、血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c)) ● 費用(窓口負担) 令和3年度は自己負担はありません。 ● 特定健康診査 自宅あてに受診券を送付します(6月予定)。 なお、人間ドック又は配偶者人間ドックを受診する場合、特定健康診査を受けたものとみなされることから、受診券は発行しません。 ● 特定保健指導 特定健康診査の検査結果により、生活習慣病の発生リスクに応じて「動機づけ支援レベル」及び「積極的支援レベル」該当者に特定保健指導を実施します。対象者の自宅あてに利用券を送付します(10月頃より順次予定)。 ● 実施機関 公立学校共済組合北海道支部ホームページに特定健康診査・特定保健指導実施機関一覧を掲載します。受診等に当たっては、事前に本人が希望する健診機関に予約していただく必要があります。	

お問い合わせは 各事業名に記載しました担当グループの内線番号まで ☎011-231-4111

資格喪失や住所変更等には手続きが必要です!!

任意継続組合員の加入期間は、退職日の翌日から最大で2年間（途中で喪失することも可能）です。次の事由が生じたときは、手続きをお願いします。

事由	提出書類
2年間を満了するとき	※満了する月に共済組合から「資格喪失証明書」及び手続きの案内をお送りします。
就職により他の健康保険に加入したとき →健康保険加入日に喪失	・任意継続組合員資格喪失申出書【P.6】 ・任意継続組合員証（被扶養者証等を含む） ・新たに加入した健康保険証の写し
任意継続組合員でなくなることを希望するとき （国民健康保険への加入・家族の被扶養者になるなど） →申出書受理日の翌月1日喪失	・任意継続組合員資格喪失申出書【P.6】 ・任意継続組合員証（被扶養者証等を含む） ※4月1日から喪失を希望する場合、3月31日までに提出してください。受領後「資格喪失証明書」をお送りします。 ※月の中途（1日以外）での喪失はできません。
組合員が死亡したとき →死亡した日の翌日喪失	※共済組合から手続きの案内をお送りしますので、ご連絡ください。
住所が変わったとき 給付金の受領口座を変更したいとき	・任意継続組合員住所等変更届出書【P.7】

各種手続きを希望される方は、共済組合にご連絡ください。手続きに必要な書類を送付します。
資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合が給付した医療費等を後日返納いただくことになりますのでご注意ください。

以下、よくある質問をまとめて紹介します。参考にしてください。

Q1

4月1日から国民健康保険に加入したいのですが、3月に共済組合へ喪失手続きをしたあと（組合員証返納後）病院に行く場合どうしたらよいですか？



A1

組合員証がなければ全額自己負担となります。このような事態を防ぐためにも、なるべく3月下旬に喪失手続きをしてください。
この場合、共済組合へ療養費（3月受診分まで）を請求いただくと後日精算することができます。



お問い合わせは 資格認定グループ ☎011-231-4111 内線35-367～369

Q2

資格喪失後に国民健康保険に加入する場合、どのような手続きが必要ですか？ちなみに、家族の被扶養者になれますか？



A2

国民健康保険の場合、資格喪失した日から14日以内にお住まいの市区町村窓口で行います。その際、共済組合から発行する「資格喪失証明書」が必要となります。くわしくは市区町村窓口へお問い合わせください。

また、家族の被扶養者になりたい場合、家族の加入する健康保険制度によって基準や提出期限が異なるため、家族の勤務先へ事前にお問い合わせください。



20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入手続きが必要です!!

任意継続組合員の制度は、健康保険（保険証）を継続する制度で、年金制度は継続されません。そのため、20歳以上60歳未満の組合員または被扶養配偶者の方は、ご自身で国民年金第1号被保険者へ種別変更の手続きが必要となります。手続きについてはお住まいの市区町村の国民年金窓口または最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

被扶養者について～確認をお願いします～

退職時に認定されている被扶養者については、引き続き被扶養者証を発行しております。

任意継続組合員加入後、被扶養者の要件を備えるものが生じた場合（認定）や要件を欠いた場合（取消）、手続きに必要な書類をお送りするため、お手数ですが共済組合まで連絡ください。

なお、認定については任意継続掛金納付確認後に被扶養者証を発行します。

認定	扶養の実態が発生した日から30日以内に書類を提出いただく必要があり、 <u>期限を過ぎた場合は共済組合が書類を受理した日からの認定になります。</u>
取消	他の健康保険に加入、収入の見込額が下表限度額を超えた場合には取消しになります（提出が遅れると追加書類を依頼することがあります）。 特に65歳になられた方は、基礎年金が支給されるため収入の超過に注意が必要です。

＜被扶養者の収入限度額＞

区分		右記以外	障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者
年金・事業収入など	年額	130万円未満	180万円未満
給与（パート・アルバイトを含む）	月額	108,334円未満	150,000円未満
雇用保険の失業給付	日額	3,612円未満	5,000円未満

お問い合わせは 資格認定グループ ☎011-231-4111 内線35-367～369

任意継続組合員資格喪失申出書

- (注) 1 必ず組合員証（被扶養者証等を含む）を添付してください。
2 資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、後日医療費を返納いただきます。
3 掛金前納後に資格喪失の申し出があった場合、未経過期間（資格喪失後）の掛金を還付します。
その際は共済組合から「掛金還付請求書」を送付します。

※太枠内は記入しないでください。

任意継続組合員番号 ※右づめで記入	資格喪失年月日				組合員証等返納日																							
	年号	年	月	日	年号	年	月	日																				
任意継続掛金の納入状況	令和 年 月分まで納入済																											
任意継続組合員としての 資格喪失（希望）理由	※ 該当項目番号を○で囲んでください。																											
	1 任意継続組合員期間満了のため																											
	2 死亡のため (死亡年月日 平成・令和 年 月 日) ※ 埋葬料請求書及び埋火葬許可証の写しを添付してください。																											
	3 他の保険等に参加し、被保険者となったため (加入年月日 令和 年 月 日) ※ 新たに加入した健康保険証の写しを添付してください。																											
	4 国民健康保険に参加・家族等の被扶養者になるため (加入予定年月日 平成・令和 年 月 日) ※ 共済組合が申出書を受理した月の翌月の初日が加入予定 年月日となります。																											
	5 任意継続掛金未納のため (資格喪失年月日 平成・令和 年 月 日)																											
退職 年 月 日	平成・令和 年 月 日付																											
地方公務員等共済組合法144条の2第5項の規定により、任意継続組合員でなくなる（ことを希望する）ので申し出ます。																												
公立学校共済組合北海道支部長 様																												
令和 年 月 日																												
〒 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> — <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																												
住所																												
支部受付印																												
届出者 氏 名																												
電話番号 () —																												

(R1.5.1)

①-21

任意継続組合員住所等変更届出書

任意継続組合員番号 ※右づめで記入								氏 名	

※ 変更があった項目を該当欄に記入してください。

住所等	〒			—				住民票 異動日	平成 令和		年		月		日
	住所	フリガナ													
	電話	() —													
金融機関	※ ゆうちょ銀行を指定の場合は、通帳記号・番号が記載されているページの写しを添付してください。														
	銀行・信託銀行 信用金庫・労働金庫 信用組合・農協 信 連								支店・本店 出張所 支所・本所						
	金融機関コード				店舗コード			口座番号							

上記のとおり届け出ます。

公立学校共済組合北海道支部長 様

令和 年 月 日

住所

任意継続組合員 氏 名

印

電話番号 () —

支部受付印

(R1.5.1)

①-22

ご注意ください!～任意継続掛金の払込期限～

任意継続掛金の納付は、加入時にお渡ししている納付書（払込書）により各金融機関から払い込んでいただきます。毎月の任意継続掛金にはそれぞれ払込期限がありますので、払い込み忘れがないようにご注意ください。

～よくある質問～



Q1 毎月の任意継続掛金の払込期限はいつですか？

A 任意継続掛金は前月の末日が払込期限となります。

なお、退職後初回の払込みは退職日より20日以内（退職日を含む）が納入期日となります。



右の表は「3月31日退職（4月1日任継加入）の場合」の払込期限になります。
ご参考にしてください。

掛金	払込期限		
	毎月払いの場合	年払いの場合	半期払いの場合
4月分	4月19日	4月19日	4月19日
5月分	4月30日	4月30日	4月30日
6月分	5月31日		
7月分	6月30日		
8月分	7月31日		
9月分	8月31日		
10月分	9月30日	9月30日	9月30日
11月分	10月31日		
12月分	11月30日		
1月分	12月31日		
2月分	1月31日		
3月分	2月28日		



Q2 任意継続掛金の払い込みを忘れたらどうなりますか？

A 払込期限（当該月の前月）までに掛金が納付されない場合、**組合員資格が喪失します。**
資格喪失後に任意継続組合員証を使用して受診してしまった場合は、共済組合で負担した医療費を後日返納していただくことになります。

～こちらも大切です～



任意継続掛金の「振込金(兼手数料)受取書」は大切に保管してください!!

金融機関で掛金を払い込むと窓口で「**振込金(兼手数料)受取書**」が手渡されます。

任意継続掛金は所得税や住民税の社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際、この「**振込金(兼手数料)受取書**」が納付証明書として必要となります。

ご利用になるまで大切に保管してください。

また、確定申告の際は1月～12月の間に支払った社会保険料を計上することになります。（一括払いの場合は加入月～翌年3月分の掛金額）

詳しくは税務署等にお問い合わせください。

振込金(兼手数料)受取書	
金 額	40,057
先方銀行	北海道銀行 道庁支店 普 0312210 北洋銀行 道庁支店 普 0118491
受取人	公立学校共済組合北海道支部 短期経理
依頼人	N 123456 公立 太郎 様
【備考】 短期分：34,522円 普通分：5,535円	手数料
納付期限 令和 年 月 日 上記の金額正に受取ました。	
(取扱い) 銀行	取 入
(取扱い) 店	印 紙
(取扱い) 依頼人	

お問い合わせは 管理会計グループ ☎011-231-4111 内線35-376～377

短期給付について

任意継続組合員や被扶養者の病気やけが、慶弔に際し、次の給付を行っています。

自動給付 → 自動払いのため、手続きは不要です
手続必要 → 請求・届出の手続が必要です

◆病気やけがのとき

給付の種類	給付の要件	自己負担または給付額
自動給付 療養の給付 家族療養の給付	病気やけがにより、医療機関等で組合員証を使用して保険診療を受けたとき。	自己負担割合 ・70歳～74歳：3割から2割 ・小学生以上 :3割 ・小学校就学前 :2割
自動給付 訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から訪問看護を受けたとき。	
自動給付 入院時食事療養費 家族入院時食事療養費	入院時、療養の給付とあわせて食事の提供を受けたとき。	自己負担額 一食につき460円 (低所得者で共済組合に申請があった場合及び指定難病患者又は小児特定慢性疾患児童等は額の軽減あり)

自動給付（受診月の通常3ヶ月後）

高額療養費

同一診療での1ヶ月の自己負担額(※)が一定の「限度額」を超えたとき、自己負担額から限度額を引いた額を給付します。

※月ごと、人ごと、医療機関ごと、入院・外来は別々に計算します。

※「限度額」は、任意継続掛金の算定の標準となる額により次のとおり異なります。

任意継続掛金の算定の標準となった額が28万円以上53万円未満の方(適用区分「ウ」)

限度額 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%

任意継続掛金の算定の標準となった額が28万円未満の方(適用区分「エ」)

限度額 57,600円

市町村民税非課税者の方(適用区分「オ」)

限度額 35,400円

チェック

高額療養費について、予め**限度額適用認定証**を取得すると高額療養費相当額を窓口で支払う必要がなくなります。限度額適用認定証の交付を希望するときは申請手続きが必要です。適用区分「ウ」及び「エ」の方は13ページ掲載の申請書を共済組合までご提出ください。市町村民税非課税者（適用区分「オ」）の方については、申請用紙が異なりますので、共済組合までご連絡願います。

なお、令和3年3月より健康保険におけるオンライン資格確認が開始となるため、限度額適用認定証の提示がなくても窓口負担が軽減されます。ただし医療機関ごとに開始の時期は異なるため、あらかじめ受診される医療機関に発行の必要があるか確認のうえ申請してください。

自動給付（受診月の通常3ヶ月後） 一部負担金払戻金 家族療養費附加金 訪問看護療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	同一診療での1ヶ月の自己負担額が25,000円(世帯合算の場合は50,000円)を超えたとき	給付額 (同一診療での自己負担額)から25,000円(50,000円)を引いた額 ※百円未満切捨て ※入院・外来は別々
手続必要 療養費、家族療養費	事情により組合員証を使用しないで受診したときや、医療用装具の購入等で全額自己負担したとき	給付額 療養の給付 又は 家族療養の給付 と同じ
手続必要 移送費、家族移送費	療養の給付を受けるため病院等に移送された場合で、組合が必要と認めたもの	給付額 移送に要した費用の範囲内の額



高額療養費などの給付金は、月ごと、人ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとの保険診療分を対象に算定します。

◆出産したとき

給付の種類	給付の要件	給付額
出産費・同附加金 家族出産費・同附加金 直接支払制度を利用したとき → 自動給付 直接支払制度を利用しないとき → 手続必要	組合員又は被扶養者が出産したとき ※直接支払制度を利用した方は附加給付及び差額を自動給付します。(必要書類は共済組合から送付します) ※直接支払制度を利用しない方は、後日共済組合に請求してください。	法定給付 404,000円 附加給付 50,000円 計 454,000円 〔産科医療補償制度に該当するときは法定給付に +16,000円〕

◆死亡・災害のとき

給付の種類	給付の要件	給付額
手続必要 埋葬料・同附加金 家族埋葬料・同附加金	組合員または被扶養者が死亡したとき	法定給付 50,000円 附加給付 25,000円 計 75,000円
手続必要 災害見舞金	組合員または被扶養者が水震火災その他非常災害により、住居又は家財に1/3以上の損害を受けたとき	損害の程度により異なります。 災害で被害を受けたときは、共済組合にご連絡ください。
手続必要 弔慰金 家族弔慰金	組合員または被扶養者が水震火災その他非常災害により死亡したとき	組合員の死亡 任意継続掛金の標準となった額 被扶養者の死亡 上記の7割相当額

◆給付金の送金日について

- 自動給付になるもの（高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金）
→診療月の通常3か月後の10日に送金
- 療養費・家族療養費（装具費や医療機関の窓口で10割を自己負担した場合など）
→毎月5日までに受理した「療養費等請求書」について、翌月の10日に送金
- 上記以外の給付金
→毎月5日（傷病手当金は10日）までに受理した請求書等について、その月の28日に送金

◆急な病気やケガで組合員証を提示できず、医療費を10割負担したとき

任意継続組合員証が届く前に医療機関を受診する必要がある等のやむを得ない理由で、組合員証（被扶養者証）を提示せずに医療機関を受診した場合は、窓口で総医療費の全額（10割）を負担することとなります。

この場合は、共済組合に療養費（家族療養費）の請求を行うことで、自己負担割合を除いた額の給付を受けることができます。



◆治療用の装具等を作成したとき

医師の指示により、製作者が作成した治療用装具を購入したときは、製作者に装具の費用の全額を支払うこととなります。この場合、共済組合に療養費（家族療養費）の請求を行うことで、自己負担割合を除いた額の給付を受けることができます。



◆柔道整復師の施療を受けるとき

組合員や被扶養者が医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患でないもの（単なる肩こりや腰痛、筋肉疲労は対象外）について、柔道整復師の施術を受けた場合、療養費（家族療養費）の給付が受けられます。自己負担額は、医療機関にかかった場合と同様です。

なお、共済組合と受領委任の契約を交わしている整骨院・接骨院では、組合員証を提示することで、医療機関を受診するのと同じように施療を受けることができます。受領委任契約の有無については、施術を受ける治療院等へご確認ください。

◆はり師・きゅう師、あんま・マッサージ師の施療を受けるとき

組合員や被扶養者がはり師・きゅう師からリウマチ、神経痛、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症又はスモン（異常知覚を含む。）等であって慢性的な疼痛を主症とするものについて施術を受けた場合、また、あんま・マッサージ師から筋麻痺、関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とすると認められる疾病について施術を受けた場合は、共済組合から療養費（家族療養費）の給付を受けることができます。

※いずれも予め医師の発行した同意書または診断書が必要となります。

※請求方法については、組合員から療養費として請求する場合と、治療院等から共済組合へ代行して請求する場合がありますので、施療を受ける治療院等へご確認ください。

※単に疲労回復や慰安を目的としたものや疾病予防のための施術は、支給対象になりません。

また、同一の疾病についてははり・きゅうの施術と平行して医療機関で治療（投薬治療のみも含む）を受けている場合は、支給対象になりません。

◆短期給付制度についての注意事項

- 高額療養費や一部負担金払戻金などの自動給付のものについては、診療月の通常3ヶ月後に給付しますので、手続は必要ありません。
- 給付金は、任意継続組合員申出書で指定された口座（現職時の登録口座をそのまま使用することもできます。）に送金し、給付日の前に給付金決定通知書を登録住所あて郵送します。**給付金決定通知書は再発行できません**ので、所得税の医療費控除等で必要になる方は、大切に保管してください。（確定申告の医療費控除に、医療費通知（医療費のお知らせ）を利用される方は、医療費通知の送付依頼書の提出が必要となります。）
- 重度心身障害や特定疾患（指定難病）など、都道府県や市町村から医療助成を受けることとなった場合は、当共済組合に届け出が必要となります。
- 給付金の手続きや共済組合への届け出等に必要な関係書類は、当共済組合から送付いたしますので、お手数ですが給付担当あてご連絡願います。
- 北海道公立学校教職員互助会や教職員共済生活協同組合北海道支部等の会員の方は、それぞれの団体に類似する事業がありますので、お調べのうえ、各団体にお問い合わせください。

お問い合わせは 短期給付グループ ☎011-231-4111 内線35-371～372

交通事故や暴力事件等で負傷し、組合員証を使用して医療機関を受診する場合は、共済組合に書類の提出が必要です！

交通事故等で負傷した場合は、次のことに注意してください。

- ①必ず警察へ届け出てください。
- ②相手のある事故の場合、氏名、住所、連絡先、保険会社を確認してください。
- ③組合員証（被扶養者証）を使用して、医療機関等を受診する場合は、共済組合へ事故発生を電話連絡してください。書類の提出が必要となりますので、ご自宅あて関係書類を送付します。

組合員や被扶養者が、交通事故（自損事故・自転車による事故を含む）や、暴力事件等の「第三者加害行為」により負傷した治療費等は、原則、加害者が全額賠償する責任を負います。

ただし、治療費をただちに加害者へ負担させることが困難な場合などは、共済組合へ関係書類の提出をしていただくことにより、組合員証（被扶養者証）を使用して医療機関を受診することができます。提出に必要な様式等は共済組合からお送りします。

労働災害(通勤災害)にて負傷した治療に組合員証は使用できません！

労働災害（通勤災害）で負傷した場合は、次のことに注意してください。

- ①組合員証（被扶養者証）は使用できません。
- ②医療機関等を受診するときは、受診理由が労働災害・通勤災害であることをはっきり伝えてください。
- ③誤って組合員証（被扶養者証）を使用して、医療機関等を受診した場合は、速やかに共済組合へ労働災害・通勤災害の発生を電話連絡してください。

組合員または被扶養者の労働中・通勤中に発生した傷病は、労働者災害補償保険（労災）から療養費が補償されるため、組合員証（被扶養者証）を使用して医療機関等を受診することはできません。

組合員証（被扶養者証）を使用して受診した場合は、当該傷病により共済組合が負担した療養費や給付金を全額ご返納いただくこととなりますので、ご注意ください。

お問い合わせは 短期給付グループ ☎011-231-4111 内線35-371～372

別紙様式第24号の2

《任意継続組合員用》

公立学校共済組合限度額適用認定（新規・変更）交付申請書

※市町村民税非課税者の方（適用区分オ）は、申請用紙が異なりますので、お手数ですが、共済組合までご連絡願います。TEL011-231-4111(内線35-371・35-372)

組合員証記号番号	公 立 北 海 道	申 請 内 容	☐ 新規 ☐ 変更
組 合 員 氏 名		性 別	☐ 男 ☐ 女
組 合 員 生 年 月 日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日		
所 属 所 名	（任意継続組合員）	職 名	
適 用 対 象 者 氏 名		性 別	☐ 男 ☐ 女
適用対象者生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日		
入院・外来期間(予定)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 令和		
※上記期間の開始日が申請年月日より前のとき、その理由をご記入ください。 (例) 治療費をまだ支払っていないため、医療機関から〇月〇日までに限度額適用認定証を提示するよう指示があったため、など			
適 用 区 分 (該当する項目にレ点を記入)	☐ ウ	任意継続掛金の標準となった額が、28万円以上53万円未満	
	☐ エ	任意継続掛金の標準となった額が、28万円未満	
支部受付印	上記のとおり申請します。 公立学校共済組合北海道支部長 様 令和 年 月 日 〒 - TEL () - 住 所 組合員 氏 名 ㊞		

※ 申請内容、元号、性別及び適用区分欄については、該当する項目の口にレ点を記入してください。

この申請書の
提出先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
公立学校共済組合北海道支部 短期給付グループあて

お急ぎください!特定健診の受診は3月末までです。

公立学校共済組合では、生活習慣病を未然に防ぐための**無料**で受診することができる「**特定健康診査**」を実施しています。

40歳から74歳までの任意継続組合員とその被扶養者の皆さん（人間ドック受診決定者除く）に配付しています「特定健康診査受診券」の**有効期限は令和3年3月31日まで**です。

まだ受診されていない方は、ぜひ受診していただき、ご自身の健康チェックをしてみたいはいかがでしょうか。

●特定健診を受けてわかること

検査	検査項目	主に分かること
計測	身長・体重	・肥満の度合い ・内臓脂肪の蓄積状況
	肥満度 (BMI)	
	腹囲	
	血圧	
診察	身体診察	医師による視触診 病歴や生活習慣
	問診	
尿検査	尿 (蛋白)	腎臓の働き 糖尿病の危険性
	尿 (尿糖)	
血液検査	中性脂肪	動脈硬化の危険性
	HDLコレステロール	
	LDLコレステロール	
	AST (GOT)	肝臓の働き
	ALT (GTP)	
	γ-GTP	
	血糖	糖尿病の危険性
	空腹時血糖	

特定健診を受けることができる医療機関は受診券に同封した冊子をご覧ください。
共済組合ホームページ
(<https://www.kouritu.or.jp/hokkaido/index.html>)でも公開しています。
北海道支部トップページ→手続きナビ
→特定健康診査・特定保健指導の手続き



●生活習慣病はおそろしい病気を引き起こします!!

高血圧・脂質異常症・糖尿病・肥満などの生活習慣病は、自覚症状がほとんどないまま進行していき、ある日突然発症します。さらに生活習慣病が進行していくと、心筋梗塞や脳梗塞などの重大な疾患を引き起こします。

特定健診を受診することで、生活習慣病の予防や早期発見ができます。

高血圧

高血圧を放っておくと動脈硬化が進行します。動脈硬化が高血圧をさらに悪化させる悪循環を招き、**心臓病、脳卒中や腎臓病**などの重大な病気を引き起こします。

脂質異常症

血液中に脂質が増え、「ドロドロ血液」状態のこと。血管を傷つけたり、詰まらせたりして**動脈硬化**を進行させます。

糖尿病

糖尿病が重症化すると**三大合併症（糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害）**を招き、**人工透析治療**などになります。

メタボ

内臓脂肪型肥満に脂質異常症や高血圧、高血糖の2つ以上が合併した状態を指す「メタボ」。動脈硬化を急速に進行させて、**心臓病や脳卒中**になる確率が高くなります。

お問い合わせは 企画福祉グループ ☎011-231-4111 内線35-363

指定宿泊施設利用補助券が新しくなります

令和3年4月1日から「指定宿泊利用補助券」の様式が以下のとおり変更になります。

- ◆ 元号を令和に修正
- ◆ 組合員証番号の欄を9桁に変更（札幌市費組合員への対応のため）
- ◆ 組合員証番号が宿泊施設控えに残らなくなります
- ◆ 申請者の押印が不要になります



すでに現在の様式をお持ちの方は、令和3年度からは破棄し、新様式送付希望のご連絡を下記の問い合わせ先までお願いします。

お問い合わせは 企画福祉グループ ☎011-231-4111 内線35-366

人間ドック（本人・配偶者）のお知らせ

令和3年度に任意継続組合員期間が2年目となる35歳以上の組合員及び組合員の被扶養者として認定されている配偶者で35歳以上の方を対象に人間ドックを実施します。

お申し込みは、年1回、今回限りとなります。

人間ドックの受診を希望される方は、同封の申込書により

令和3年4月2日(金)〈必着〉までにお申し込みください。

なお、詳細は、2ページの「令和3年度厚生事業一覧」をご覧ください。

お問い合わせは 健康支援係 ☎011-231-4111 内線35-370

年金相談室からのお知らせ

年金相談室では、年金についてのご相談に専門員等が応じています。お気軽にご相談ください。

- 1 公的年金制度に関すること
- 2 年金の支給に関すること
- 3 年金に関する証明書等の発行
 - ・源泉徴収票
 - ・年金加入期間確認通知書
 - ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 ※
 - ・年金受給権者 受取機関変更届



※扶養親族等申告書の再交付は10月中旬頃から2月下旬頃までの期間に限る

相談窓口開設時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）
午前9時～12時、午後1時～5時

電話番号 **011-204-5889**

○ 公立学校共済組合員の皆様へ 札幌宿泊所 利用補助事業のご案内



公立学校共済組合北海道支部の組合員証をお持ちの方が、
ホテルライフポート札幌をご利用いただく際、以下の補助
をご利用いただけます。
※年度が変わる際に、補助内容が変わることがあります。2021年3月現在



組

一泊 2,000円OFF!!

被

宿泊

他の補助を併せて
使ってさらにお得に宿泊!

一人一泊あたり **2,000円**(泊数無制限)

※出張時は宿泊の利用補助券をご利用いただけません

- ①教職員互助会 指定宿泊施設利用補助 (3泊まで)※離島除く
②公益財団法人 日本教育公務員弘済会 北海道支部 宿泊施設利用
③共済組合の福祉保険制度加入者さま【元気クーポン】
※「元気づくりサービスコース」加入者が対象です。①～③各「2,000円」

組

最大40万円補助

子

ウェディング

挙式・披露宴を行う場合 **20万円**

新郎・新婦の双方が対象の場合 **40万円**

対象：お子様が組合員被扶養者でなくとも利用可
任意継続組合員 及び 資格喪失後12か月以内の挙式も補助を受けられます。

組

5万円補助

家

ご法要又はご会食

ご法要特選料理をご利用の場合 **5万円**

組

仕出し弁当・年越しセット

最大 5,000円補助

被

テイクアウト商品等

お一人あたり
ご利用金額が

2,000円以上の場合 **1,000円**
6,000円以上の場合 **2,000円**
12,000円以上の場合 **5,000円**

組

最大 2,000円補助

被

レストラン・ご宴会

お一人あたり
ご利用金額が

2,000円以上の場合 **1,000円**
6,000円以上の場合 **2,000円**

組

組合員様価格からさらに

室料50%OFF!!

被

会議

会議室利用料の **2分の1**相当額

各種セミナー・教室・サークル等のご会合にご利用いただけます。

対象者マーク：● 組合員 ◆ 組合員の被扶養者 ■ 組合員のお子様 🍵 組合員のご家族

詳しくはホテル公式ホームページの **組合員専用ページ** をご覧ください

ユーザー名 lifort
パスワード kyouzai

ホテルライフポート札幌「新北海道スタイル」安心宣言

ホテルライフポート札幌は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
7つの習慣化に取り組んでいます



詳しい情報は、ホテル公式ホームページでご確認ください。